

議第43号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

区 分	小学校（義務教育学校の 前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の 後期課程を含む。）
校 長 お よ び 教 員	4, 808人	2, 725人
養 護 教 員	238人	107人
栄養教諭および学校栄養職員	60人	13人
事 務 職 員	262人	122人
計	5, 368人	2, 967人
合 計	8, 335人	

(滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「および中学校」を「、中学校および義務教育学校」に改める。

第19条の 3 第 1 項中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

別表第 2 注 1 中「中学校等」を「中学校、義務教育学校等」に改める。

別表第 3 第 2 項の表中「または中学校」を「、中学校または義務教育学校」に改める。

(滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第 3 条 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

(滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次

のように改正する。

第4条第1項および第4条の2第1項中「もしくは中学校」を「、中学校もしくは義務教育学校」に改める。

第5条第1項中「または中学校」を「、中学校または義務教育学校」に改める。

(滋賀県学校職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 滋賀県学校職員退職手当支給条例（昭和28年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および中学校」を「、中学校および義務教育学校」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。